

新学期パソコン講習会契約約款

(適用範囲)

第1条 本約款はお茶の水女子大学消費生活協同組合（以下大学生協）が実施する講習会に適用される契約条件を定めたものです。本約款に定めのない事項については、当該の講座受講案内及び申込書類等の定めによるものとします。

2 本約款を適用する講座は、当大学生協の Web ページにて告知するものとします。

(契約の成立)

第2条 本講座の申込者は、本約款及び申込書類の内容及び条件を承諾の上、大学生協に対して受講の申し込みを行い、大学生協がこれを受諾した時点で受講契約が成立するものとします。

(受講料の支払い)

第3条 申込者は、各種受講案内及び受講申込書に記載された受講料を、大学生協が指定した方法により、大学生協が指定した期日までに支払うものとします。支払いがなされない場合、当大学生協は契約を解除することができるものとします。

(役務の提供)

第4条 大学生協は、申込者に対して各種受講案内及び受講申込書等に記載した役務を提供するものとします。

(受講開始日)

第5条 本講座の受講開始日は、申込者の希望を考慮し選定後、後日お送りする案内書の日付とします。

(実施場所)

第6条 本講座の実施場所は、後日お送りする案内書で定めるものとする。

(提供する役務の変更)

第7条 当大学生協は、事前に申込者へ告知することで本講座の受講日及び実施場所、提供する役務の軽微な内容を変更することができるものとします。

(受講期間・回数・形態)

第8条 本講座の受講期間、回数、形態、その他の諸条件（最少実施人数など）は、各種講座案内または後日お送りする案内書に記載するものとし、申込者は、その書類に記載された受講期間及び回数に限り受講できるものとします。

2 受講者が再度受講を希望する場合には、新規に契約締結していただきます。

(受講の権利)

第9条 申込者は、本講座を受講する権利を他者に譲渡することはできません。

2 申込者は、本講座に関わる教材・テキスト・データ・その他講座内で提供される物を、媒体如何に関わらず当大学生協に無断で複製・複写・上映・販売することは一切できません。

(中途解約)

第 10 条 申込者は、書面を提出することにより本講習会を中途解約することができるものとします。

2 申込者から前項の申し出があった場合、大学生協は以下の定めによる受講費用の返還を行うものとする。

(1) 受講開始日前の場合…受領済み受講費用から、以下の金額を控除した残額

A) 教材を含む違約金 5000 円

(2) 受講開始日以降の場合…受領済み受講費用から、以下の金額を控除した残額。

A) 実施済みの講座回数 × 受講単価

B) 使用済みの教材費

C) 解約手数料… {受講料 – (A+B) ÷ 総受講回数} × 20%

(未受講の場合の返金)

第 11 条 本講習会の契約が成立し、申込者の受講の有無に関わらず申込者に明示された受講案内の指導がなされている限り、申込者の都合により受講しなかった場合は、本講座の受講料の返金は受け付けないものとします。

(個人情報保護)

第 12 条 生協は、収集した申込者の個人情報に関しては、生協の個人情報保護法方針及び規則に則り適切に取り扱うものとします。

(損害賠償)

第 13 条 本講習会の実施に際し、申込者に対して生じた負傷・盗難等については、原則として生協は責任をおいません。ただし、生協の責めに帰すべき事由があった場合は、本講習会の受講料を限度として賠償します。

2 但し、大学生協に故意または重大な過失があった場合はこの限りではありません。

(講座の閉鎖)

第 14 条 大学生協は必要と認めた場合、本講習会を中止することができます。なおこの場合、生協は申込者に対し、第 10 条の中途規約に準じて返還します。

(本約款の変更・廃止)

第 15 条 大学生協は、本講習会の充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応、その他サービスの円滑な実施のための必要がある場合に、本約款を変更・廃止することができます。

2 前項の場合、大学生協は、本約款を変更・廃止する旨、変更・廃止後の本約款の内容及び変更・廃止の効力発生日について、変更・廃止の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、受講者への周知を図ります。

(1) 店舗での掲示

(2) Web サイトへの掲示

(3) 申込者への告知

3 本規約の変更・廃止は、大学生協の理事会の議決によります。

(施行)

第 16 条 本約款は 2020 年 4 月 1 日から施行します。